## 自己判定方式による罹災証明書の申請について

## 自己判定方式とは

住家等が災害により受けた被害が屋根の一部などの軽微な場合に、被災者自身が判定結果を <u>『準半壊に至らない(一部損壊)』(家屋全体の損害割合 10%未満)</u>とすることに同意する場合 の判定方法です。

撮影していただいた写真により判定するため、<u>現地調査を省略し、比較的短期間で罹</u> 災証明書を交付することができます。

なお、撮影いただいた写真から被害状況が確認出来ない場合には、現地調査を実施し、判定となります。

- ※自己判定方式の対象となる被害事例は以下のとおりです。
- 事例)・台風や地震による屋根瓦や雨どいが一部破損、ずれ
  - ・台風や大雨による床下浸水(フローリングや畳が浸水していない)
  - ・地震による外壁や基礎が一部破損、ひび割れ
  - ・地震による天井や内壁のクロスが一部破損、ひび割れ
  - ・地震による床の一部に隙間が空いた
  - ・住家以外の被害(倉庫、堀、カーポート、その他設備等の被害)

## 【希望される方は以下についてご確認ください】

- ・被害判定結果が『準半壊に至らない(一部損壊)』(家屋全体の損害割合 10%未満)となることに同意すること
- ・被害箇所が確認できる写真を用意すること
  - ※被害を受けた住家の全景写真(できれば 4 方向)と被害箇所の拡大写真
- ・下記「同意欄」を記載の上、罹災証明書申請時に必要書類と併せて、本書類を提出すること

同意欄

八幡市長 様

私は、自己判定方式に同意の上、希望します。

令和 年 月 日

氏名